

安全・安心な国民生活実現のため国土交通省の出先機関の  
存続を求める意見書

政府は地域戦略会議において、出先機関の原則廃止について検討を進めており、野田総理大臣は、年内には広域連合への移譲に向けた課題の克服にめどをつけるため、今年の通常国会に法案を提出したいとしております。

東日本大震災に見舞われ、懸命に復旧復興に取り組んでいる被災地では、震災前に策定されたアクションプランに基づく拙速な論議に大変な懸念を抱いております。

東日本大震災では、国の出先機関が全国規模で人員、物資、資機材を手配し、専門的な知識、技術力と権限を行使して迅速な対応を行い、被災地にとっては大変心強い存在でありました。

東松島市においても、全国の地方整備局から、資機材と共に職員の派遣を受け復旧・復興に当たって頂きました。

本市には、一級河川鳴瀬川、一般国道45号及び三陸自動車道があり、日常的に良好な維持管理の実施と共に災害時には迅速に対応して頂いており、地方における安全・安心の確保のためには国の出先機関は必要不可欠な存在となっております。

アクションプランによって検討され、国の出先機関にかわる受け皿とされている広域連合などの組織が、どのような権限と責任で、国の出先機関が果たしている現在の役割を、安定的に果たし得るのか甚だ疑問であります。

よって、国の出先機関のあり方を検討するに当たっては、今回の東日本大震災をはじめ、これまでの大規模災害において国の出先機関が果たした役割を十分に検証した上で、国民生活の安全・安心の確保と東日本大震災の早期復興を願う観点から、直轄で整備、維持管理をしている河川や道路事業は引き続き国の責任で執行すると共に、国土交通省出先機関の地方移管は行わないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月23日

宮城県東松島市議会 議長 五野井 敏夫

提出先	衆議院議長	横道孝弘	様
	参議院議長	平田健二	様
	内閣総理大臣	野田佳彦	様
	財務大臣	安住 淳	様
	総務大臣	川端達夫	様
	国土交通大臣	前田武志	様
	国家戦略担当大臣	古川元久	様